

令和元年6月4日(火)

要配慮者利用施設 避難確保計画作成への取り組み

三島市企画戦略部危機管理課

避難確保計画作成までの経過

日 程	内 容
平成29年6月19日	「水防法」及び「土砂災害防止法」改正 ⇒ 該当する要配慮者利用施設に対し避難確保計画及び避難訓練の実施を義務化
平成29年8月28日	庁内の要配慮者施設担当課に対し法改正の趣旨並びに避難確保計画作成の義務化を説明
平成29年8月31日	該当する要配慮者利用施設に対し説明会を開催 【説明内容】 (1) 浸水想定区域・土砂災害警戒区域の確認 (2) 風水害時の避難行動のポイント (3) 避難確保計画の作成について ⇒ 30施設中21施設が出席
平成29年11月30日現在	38施設中37施設が作成（当時）

避難確保計画ひな型作成に当たり留意した点

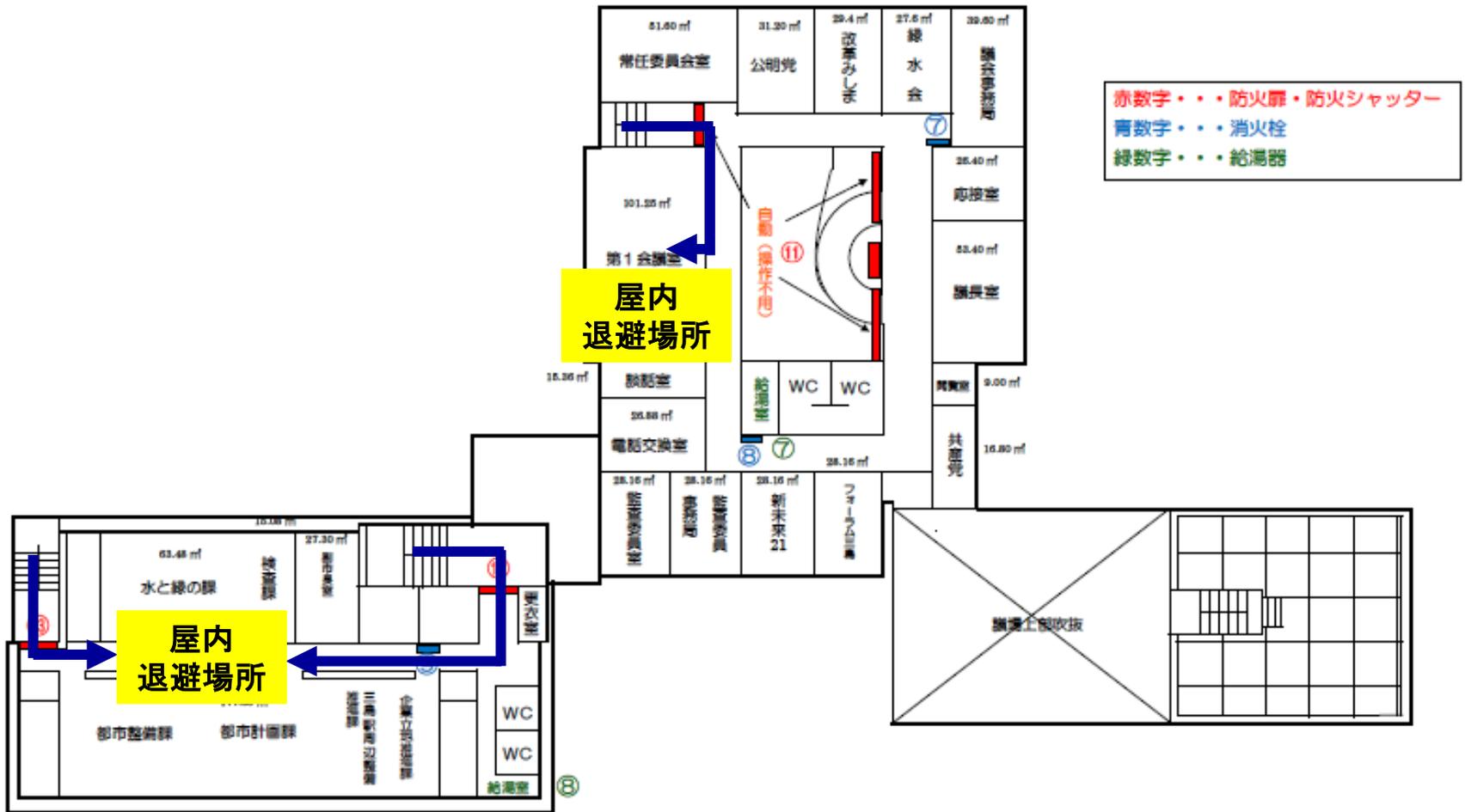
- 1 洪水・土砂災害共通のひな型を用意
- 2 施設ごと個別に記載する箇所を色で識別
- 3 記載箇所に解説を掲載し、記入内容を誘導
- 4 解説の文字数を極力減らし、読み易さを追求
- 5 避難経路図等は既存の防災マップを利用

避難経路の例（立ち退き避難）



避難経路の例（屋内安全確保）②

庁舎3階配置図



ご清聴ありがとうございました

